

| | |
|------------------|---|
| Title | ホップ契約栽培の一事例 |
| Sub Title | A case of vertical integration contract of hop culturing in Gunma prefecture |
| Author | 宮崎, 俊行(Miyazaki, Toshiyuki) 永山, 栄子 (Nagayama, Eiko) |
| Publisher | 慶應義塾大学法学研究会 |
| Publication year | 1968 |
| Jtitle | 法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.41, No.11 (1968. 11) ,p.55- 62 |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | 資料 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19681115-0055 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ホップ契約栽培の一事例

宮崎 俊行
永山 栄子

一 まえがき

一九五〇年代以降における、アグリビジネスの拡大は、世界的にみて「第三次農業革命」とも評価されているが、その中核であるとともに、すぐれて法学的検討を必要とするものに、契約栽培または契約飼育（経済学または農学では「垂直的統合 vertical integration」ともいわれる）がある。

さて、本稿は、ビールの原料の一種であるところのホップ（忽布）の契約栽培について、群馬県下における事例の一端を紹介しようとするものである。ところでこの事例は、「成功」の事例ではなく、後述するようにむしろ一つの「悲劇」の事例である。両当事者の主観的「誠意」にもかかわらず、なぜこのような「悲劇」がおこるのであるか。そもそも、契約生産（＝垂直的統合）においては、原料農産物の生産者である「農民」と、その原料を用いて商品の製造、販売を営む「企業体」とが、契約を通じて結合するわけである

が（いわば「習俗社会」と「企業体社会」との、ゲゼルシャフトリッヒな結合）、その結果、「企業体社会」の激烈な所得追及の競争・闘争が、契約というパイプを通じて、直接的かつ法律的に「習俗社会」に波及することになる。しかし、この「企業体社会」と「習俗社会」との間には、商品取引＝契約についての観念や、生産に投下された資本の回転周期等について、かなりのズレがある。そして現状においては、このズレを、当事者の主観的「誠意」によつては調整することのできない場合も多いようである。

ともかく、アグリビジネスにおける契約生産（＝垂直的統合）は、経済学、農学あるいは社会学においてのみならず、法学においても重要な研究課題とされるべきであるから、いまだ調査不十分な点もあるが、とりあえず本事例の経過・資料の一部を、ここに紹介し、これに対する法学者の関心の高まることを願う次第である。

（一）神谷慶治著「日本農業の連続性」（昭和四二年七月）二七頁—一六七頁、特に一四九頁参照。

(2) 最近における農業経済学的研究として、竹中久二雄著「契約農業の経済分析」(昭和四二年四月)参照。

(3) 法学的文献に収録された近年のものとして、「農業法研究3」(農業法学会機関誌)所収の森嶋隆「垂直的統合について―豚豚における一事例」(昭和四一年二〇月)参照。

また、契約飼育のための、「法人でない社団」におけるトラブルが、訴訟に発展したケースとして最高裁判所昭和四一年九月三〇日判決(最高民集二〇巻七号一五五二頁)がある(ただし判示事項そのものは、時効に関する事項)。

二 経過

昭和三〇年、群馬県下にT酒造株式会社がビール工場を建設することになったのを機会に、群馬県当局も、かねて適応性の試作を行なってきたホップの大規模な栽培に、力を入れるようになった。翌昭和三一年八月、県当局のすすめもあり、群馬忽布農業協同組合(特殊農協)が設立され、この組合がT酒造株式会社と契約を結び、ホップの契約栽培を進めることになった。そして、この両者間に、昭和三二年三月二三日ホップ栽培契約が締結され〔資料一〕、後に〔資料二〕のような覚書がかわされた。この契約の期間は契約締結の日から一〇ヵ年であった(なお、ホップの植物としての寿命は、約四〇年で、植付から採取まで三年、一〇―十五年が最盛期である)。

栽培開始当初は、経験不足等で収穫量も余り上がらず、ペト病などの病害、あるいは降雹害、台風、異常高温などの天災と闘いつつ常に工夫と努力を重ね、一〇年の歳月をかけて、漸くホップ栽培も

安定した状態に入った。昭和四一年現在群馬県下における栽培面積二一・七ヘクタール、総生産量三一・一トーン、栽培戸数二〇三戸、一戸当り平均栽培面積二一・一アール(そのうち最高栽培面積六〇アール、最低栽培面積六アール)という状態に至るまでの一〇年に近い年月は、忽布農協あるいは組合員である農民の苦難の連続の道でもあったが、次第に順調になつていくに従い、ホップ栽培に省力多収の作物としての有利性を見出すまでになったのである。

ここで、特記しなければならないのは、ホップ栽培者の中で、最も大規模な「農事組合法人中倉ホップ団地」の設立・発展である。これは一二戸の協同経営によりホップ生産の企業化・合理化を図るために、昭和三九年より四・六ヘクタールの農地を一団地にまとめ、一、四六八万円(うち借入金七三五万円)の設備投資を行ない(設備投資額、一〇アール当り三一九、一六七円)、全国でも稀にみる規模と設備をもつたものである。現地の設備を実際に見ると、伝統的な日本の農村を見慣れている者にとつて、目を見はる程の偉観である。

このようにして、群馬県下におけるホップの契約栽培が、ようやくにして、当初から期待されていた有利性の実現をみようとする時期の、昭和四一年四月には、T酒造株式会社から組合に「再契約書」(案?)が送付されてきた。その内容は、契約の期間を五年間とした点以外は、昭和三二年三月二三日締結された契約と同じものであった。この「再契約書」(案?)については、組合役員会が、二度にわたつて検討を行なつたが、役員改選などにとり紛れて、署名捺

印の上会社に返送したのは昭和四一年一月二四日であつた。組合としては、「再契約書」に署名捺印の上、返送したため、再契約申込に対する組合の承諾の意味をもつものと解釈していたところ、昭和四二年三月三日付で、T会社社長の名で、契約期間満了も近いため、契約更新につき協議したい旨の手紙〔資料三〕が組合宛に送られてきた。続いて三月二〇日付で、T会社ビール部長名の同様の趣旨の手紙が伝えられてきた〔資料四〕。

ところが、昭和四二年四月九日、T会社東京支店ビール課長が現地を訪ね、忽布農協の組合長および副組合長に対し、口頭で、ホップ栽培契約のいわゆる「破棄」を通告した。この通告は、組合および農民にとつて、全く寝耳に水の驚きであつた。殊に、これから本格的に栽培に取組もうとして、大規模に設備投資をし、生産資材を購入し、収入の相当な部分をホップ栽培に依存している農家にとつては、この打撃は、強大であつた。これについての会社側の理由は次のようなものである。すなわち、ビール業界の激烈な競争に脱落し、ついにいわゆる会社の体質改善の目的をもつてビール部門を分離して、Kビール株式会社に譲渡することになつたため（四月八日仮調印）、今後ホップが不要となつたという旨を得ない事情により、契約を「破棄」しなければならないというのである。T会社とK会社との交渉は、組合には一切極秘のうちに進められたのであつたため、組合側は、契約はまずまちがひなく更新されるものと思つていたところであつた。

組合側は、この事情を聴取してT会社の已むを得ざる事由による

契約終了については了承せざるを得なかつた。そして前述の如く、途方に暮れた状態であつたが、群馬県当局も、県としてホップ栽培を指導、奨励した関係から、積極的に、仲介の勞をとつた。組合は、先ず、ホップ栽培契約のいわゆる「肩替り」を、ビール部門の譲受会社に対して要請したが、交渉は、不成功に終つた。そこでT会社に対して、ホップ契約栽培中止による損失の補償を要求する方向に転換した。会社側も、「誠意」を以て、応じたようであるが、補償額については、容易に合意に達しなかつた。組合側は、施設に投下した金額や今後ホップ栽培以外の別種の営農で収入を得るまで（新営農形態が軌道に乗るまで）の転作資金等を合わせて、総額一億三千七百万円の補償を要求したが、T会社の提示案は四千五百万円であつた。その後、何回にもわたり、交渉が重ねられ、結局県が斡旋して、五千二百万円に決まつたが、その名目は、補償金ではなく報償金ということであつた〔資料五〕。この報償金額を一〇アール当りにすると、約二四―五万円である。

〔資料一〕

ホップ契約書

T酒造株式会社（以下甲と称する）と群馬忽布農業組合（以下乙と称する）との間に、ホップ栽培及び売買に関して下記の通り契約を締結する。

第一条 甲及び乙は常に緊密な提携の下に協力一致、優秀なホップの生産に最善の努力をなす。

第二条 甲はホップ栽培助成のため、必要に応じ資金資材等を融通し又品種改善耕作指導等、栽培に関する諸種の援助を行い乙及びその組合員の利益増進をはかる。乙の組合員は、将来にわたり甲の希望する優秀なホップ耕作者となり甲に対し優良なホップを譲渡すべき義務を負い、乙は連帯の責任を持つものとする。

第三条 ホップ栽培面積は毎年春の耕作開始以前に甲乙協議の上これを定め、一方的に栽培面積の増減をしてはならない。乙は毎年四月末日までに組合員耕作者名簿を作成し甲に提示する。

第四条 乙の組合員である耕作者が植付するホップ種苗は甲が乙の組合員の同意を得て指定するもの又は交付するもの限り、甲の承諾なくして乙または乙の組合員は種苗を他に移出又は譲渡してはならない。

第五条 甲は乙の組合員が栽培したホップの生産品に対し下記の条件で買受ける。

- 一 乙の組合員が生産したホップは、甲の品質判定標準に合格したものに限り甲がこれを買取る。乙または乙の組合員は甲の同意を得ずして他に売却又は譲渡してはならない。
- 二 品質の判定は熟度、乾燥度、選別調製度、形状、色沢、香気、ルプリン量により合格品は壹等、貳等、参等に別け、受精していかないものであることを条件とする。但し、場合により等外の階級を設けることもある。これら規格標準は、毎年甲乙において協議決定する。
- 三 乙の組合員が甲に売渡すホップは乾燥品とし、甲の最寄忽

布工場又は甲の指定する集荷場所をもつて受渡場所とする。
 四 乙の組合員が甲に売渡すホップの価格については、毎年、甲乙において協議決定する。但し国産品の一般相場を逸脱しない範囲とする。

第六条 本契約の有効期間は契約の日より一〇カ年とし期間満了とともに両者異議のない時は自動的に更新締結する。

第七条 前条の規定にかかわらず経済状況の著しい変化その他の原因によつて已むを得ず本契約の解除を必要とする事情が生じたときは、甲乙協議の上、本契約を解除することができる。

第八条 前条各項に定める以外の細目に関する事項はその都度甲乙両者が本契約の主旨に則り誠意を以て協定する。

契約の証として、本書式通を作成し、甲乙各壹通を保有する。
 昭和三年三月二三日

甲 T 酒造株式会社
 取締役社長 T・Y
 乙 群馬忽布農業協同組合
 組合長 笠原開殖

〔資料二〕

覚書
 T 酒造株式会社 (以下甲という) と群馬忽布農業協同組合 (以下乙という) は、昭和三年三月二三日締結した契約書に付帯して、乙所屬組合員 (以下組合員という) がホップ栽培に際して自

己の農園で使用する農業薬品並びに化学肥料（以下農業と総称する）について下記の通り相互協議の上取極めるものとする。

記

第一条 ホップ農園で使用する農業は当該年初に甲乙協議の上取極めたホップ作業暦に記載されている農業のみを使用することを原則とする。

第二条 ホップ作業暦に記載の無い農業を組合員が自発的にホップ園に於て用いる場合は予め甲の指導員の承諾を得るものとする。

第三条 甲の承諾が無い農業を使用して生産されたホップは、規格標準合格品と雖も甲がビール醸造上不適當と認めた場合には買付をしないことがある。

第四条 甲の承諾の有無にかかわらず組合員は農業使用に起因する総ての損害の責を負うものとする。但し新農業の試用に際して予め甲乙及び組合員並びに農業提供者（又はこれに相当するもの）の間で協議して予測される事態に対する責任の所在を明確にしたものについてはこの限りではない。

第五条 前記各条項は、乙が組合員に周知徹底させるものとする。

以上取極めたもので本書二通を作成し甲乙各一通を保管する。

昭和三十九年三月三十一日

甲 T酒造株式会社

取締役社長 O・K

ホップ契約栽培の一事例

乙 群馬忽布農業協同組合

組合長理事 松井彦一

〔資料三〕

拝啓 時下益々御清祥の段大慶に存じます。昭和三二年貴組合と締結致しましたホップ契約は本年三月二三日を以て同契約書第六条の有効期間十ヶ年を満了いたしますが、契約の更新については近日中に改めて御協議申し上げたいと存じます。

右御諒承のほど何卒よろしくお願い申し上げます。 敬具

昭和四二年三月三日

T酒造株式会社

取締役社長 O・T

群馬忽布農業協同組合

組合長理事 松井彦一殿

〔資料四〕

T酒造株式会社

麦酒部長 T・M

群馬忽布農業協同組合

組合長 松井彦一様

拝啓 時下益々御清適の段大慶に存じ上げます。平素は格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。本年の栽培の時期も近づき夫々準備に御多忙のことと拝察致しております。

契約書が昭和三二年に締結され、契約期間が来る三月二二日に満了致しますので之が更改の日が数日後になりました。取り敢えず同封書面御送付申し上げましたが、本月初旬に私が貴地へ参上致したいと考えておりますのでその節には何卒よろしくお願い申し上げます。以上取急ぎ御連絡まで

三月二〇日

敬具

〔資料五〕

覚書

T酒造株式会社を甲とし、群馬忽布農業協同組合を乙とし、下記の通り覚書を取り交わす。

第一条 甲は、そのビール事業廃止に伴い、乙並にその組合員が、ホップ耕作を打切るに当り、従前の乙並にその組合員の協力にむくいるため、報償金(設備償却及び転作その他一切の費用に充てるものを含む。)として、昭和四二年九月三〇日、乙に金五二、〇〇〇、〇〇〇円也を支払うものとする。万一、上記の期日までに報償金の支払いを履行しないときは、甲は乙に対しその期日の翌日から支払い日まで、支払いを要する金額に対し日歩四銭の割合で計算した利息を支払うものとする。

第二条 乙は、甲とのホップに関する栽培契約その他一切の關係が終了したことを確認すると共に、事後これに関し何等の異議も甲に申立てないものとする。

第三条 乙は、その組合員相互若しくは乙と組合員との間の紛争

苦情等については勿論のこと、万一乙の組合員が甲に対し直接請求を行うようなことがあつた場合は、すべて乙の責任に於いて処理解決し、甲に迷惑をかけないものとする。

第四条 乙の理事(以下丙という)は本覚書に基づき乙が負担する一切の責務につき乙に連帯してその履行の責に任ずるものとする。

以上、本書三通を作成し、甲、乙、丙署名捺印の上各一通を保有する。

昭和四二年九月二五日

甲 K市F区竹中町六〇九番地

T酒造株式会社代表取締役社長

O・T

乙 沼田市四三九七番地

群馬忽布農業協同組合組合長理事

松井彦一

丙 (連帯保証人)

沼田市善桂寺町一九六番地

松井彦一

利根郡利根村大字多那一四三六番地

牛口俊

中之条町大字山田一六二〇番地

町田浩蔵

沼田市二一〇一番地

春日幸吉

沼田市下久屋町三九一番地

倉品栄作

沼田市下川田町四九二四番地

大竹金一

利根郡昭和村大字栃久保一三六番地

新木良一

利根郡月夜野町大字後閑三四〇七番地

番場喜恵治

利根郡片品村大字土出一九九七番地

萩原儀平

三 解説

以上のような経過をたどつた、この事例について、本格的研究をするとなれば、契約の終了によつて地域農業経済および各農家経営が、どの程度の打撃をうけたかを経済学的、経営学的、社会心理学的に検討したり、T会社側の見解を聴取したりして、かからなければならぬので、それは別の機会に譲らなければならない。ここではただ、契約関係の終了に関連した法学的な若干の論点を列記して、検討の参考に供するに止めよう。

(一) 契約終了の根拠

契約関係の終了は、昭和三二年三月二三日に締結された期間を一年とする契約（第一契約）の期間が満了し、期間を五年とする新

ホップ契約栽培の一事例

契約（第二契約）が締結されなかつたか、ないしはT会社の異議により第一契約が更新されなかつたことにより（契約書六条、無契約状態になつたのか、それとも、第二契約の締結ないしは第一契約の更新が行なわれたが、その上で、契約書七条に規定されている「やむを得ない事情による解除」がなされたことになるのであろうか。これは要するに、契約終了が契約書六条に基くものか、同七条に基くものであるかであるけれども、本事例においては、T会社との契約関係の継続が経済的にはとうてい無理な事情にあつた以上、法的にも契約終了そのものは、さけ難かつたであらう。とすれば、T会社の都合による契約終了によつて、ホップ農協ないしその組合員が受ける損失を、T会社が填補する法律上の義務がどこまで認められるかが重要問題であらう。これに関しては、様々の見解があり得ようが、契約書七条による「やむを得ない事情による解除」に際しても、それによる相手方の損失に対して「合理的な補償」をすることが義務づけられており、ただ何が「合理的な補償」の金額かについて、まず当事者間の協議によつて定めようとしているのだと、解釈することはできないであらうか。また契約書六条による更新拒絶についても、すくなくとも「正当ないし相当の事由」のない更新拒絶には、同様な補償を義務づけているとみることは無理だらうか。ただそうなると反対に「正当ないし相当な事由」による更新拒絶であれば（本事例はこれに当らう）、いかに相手方が損失をおもつても一切補償の義務はないのかという問題が残る。そこでより根本的な次の論点がクローズ・アップされる。

(二) 永年作物の果実の取引について、短期間の契約をすることの意義

ホップ樹の現実の耐用年数は、約四〇年ということであるが、これに対して、T会社との契約に定められた期間は一〇年(或いは五年)である。したがって、期間満了の際に「正当な理由」によつて更新拒絶がなされたときにも、農民側は相当の損失をおおむることになる。特にホップは特殊な用途の限定された原料農産物であり、かつ周知の通りそれを購入使用するビール会社は寡占体制となつてゐるから、農民側は、他に販売先を見出す自由には、まことに乏しいのである。とにかく一般論としても、樹木の耐用年数・農業生産投下資本回転期間と契約期間との関係は、重要な研究課題である。

(三) 以上のほかに、(A)契約終了(もしくは契約不履行)にともなう補償ないし賠償の請求権につき、発生原因、対象物件、最高限度、履行の担保等を明示することの可否または限界、(B)補償(賠償)債権の不満足に対する全国的な共済保険的組織の適否、(C)司法機関による救済機能の不十分な点をカバーするための、特殊な仲裁ないし調停機関の適否、(D)農民の全国的連合組織による売手独占体制の能否、などが問題にならう。

(1) なお、群馬県農協編「群馬ホップ一〇年のあゆみ」(昭和四〇年)、群馬県農政部特産課編「ホップ協業経営診断事業成績報告書」(昭和四二年三月)参照(ただしどちらも非売品)。

〔附記〕 本事例の調査は、法学部卒業の塾員矢内万平氏の発案、協力によるものであり、また群馬県庁および群馬県農協の担当者各位から、有益な助言を賜つた。これらの諸氏に対して、特に附記してあつく感謝の意を表する。

——一九六八年(昭和四三年)九月二十七日稿——